

平成 2 8 年度当初予算案における次世代育成支援対策関連主要事業
について

「子育て満足度日本一」の実現を目指して

具体像	求められる主要施策	平成28年度の取組（新規・拡充を中心に）
<p>①地域に支えられながら、安心して子育てをすることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の意識づくり ・子育て支援のネットワークづくり、地域ぐるみの交流活動の推進 ・児童虐待の未然防止や早期発見、家庭的養護の推進 ・安心して外出できる環境づくり、子どもの安全を守るまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○「子育てほっとクーポン」による子育て支援サービスの利用促進 ○協賛店舗によるサービスが受けられる「子育て支援パスポート」の九州各県連携による事業展開 ○地域の児童に関する相談を受ける専門機関である「児童家庭支援センター」の拡充 ○三世帯同居に向けた住宅改修への支援
<p>②必要なときに子育て支援サービスを利用することができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実等、子育て応援情報提供の充実 ・障がい児への支援、ひきこもりへの対応 ・子どもや母親の健康づくり、子どもの病気への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後児童クラブを利用する低所得世帯への支援 ○保育士や子育て支援員等の確保と質の向上に向けた支援の充実 ○妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の整備促進 ○多子世帯に対する減免等、保育料支援の充実
<p>③親と子どもが十分に向き合うときを持ち、お互いに喜びを感じることができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識づくり ・ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の育児参画の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性の活躍推進と男女共同参画に向けた意識改革 ○ワーク・ライフ・バランスの推進
<p>④希望する人が家庭を築き、子どもを持つことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女の出会いの支援 ・若者の就労支援 ・親になるための健康づくりへの支援、不妊に悩む人への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○若い世代の結婚や出産の希望を実現するための多様な連携 ○農林水産業における新規就労者の確保・育成 ○不妊治療費助成や妊娠・不妊等に関する正しい知識の普及・啓発
<p>⑤かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感を持って育つことができる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の育成 ・豊かな心の育成 ・いじめ・不登校への対応 ・子どもの貧困対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を育成する「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底 ○スクールソーシャルワーカーの配置等によるいじめ・不登校対策の充実・強化 ○ひとり親家庭の子どもの居場所づくり(子どもの貧困対策)

放課後児童クラブ保護者負担金減免事業

現状・課題

- 県内小学生約6万人のうち、11,496人がクラブを利用
- クラブの保護者負担金額は、平均4,350円
- 低所得者世帯では、保護者負担金が払えず、クラブの利用を断念するケースあり
(保育所は所得に応じた応能負担、放課後児童クラブは一律負担)
- 子どもの小学校入学を契機に働くことができなくなる『小一の壁』をより深刻なものに

取組

- 低所得者世帯でもクラブが利用できるように、事業主体となる市町村とともに保護者負担金を減免
- 保護者負担金減免の対象とする世帯
(1)生活保護受給世帯、(2)児童扶養手当受給世帯、(3)就学援助受給世帯、(4)市町村民税非課税世帯
- 対象児童数 2,547人／11,498人(利用児童数の約22%)
- 減免基準 生活保護:免除(負担割合 県1/2、市町村1/2)
そ の 他:1/2 減免(負担割合 県1/2、市町村1/2)

期待される効果

- 昼間保護者のいない小学生の安全な居場所の確保
- 『小一の壁』の解消、親は安心して働き続けることができる
- 『女性の活躍』の推進



保育の担い手確保について

1 おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)における保育の確保策

◎保育の量の見込みと確保策（2号認定、3号認定）

※29年度末までにニーズを満たす計画

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	30,555	29,866	29,380	28,882	28,319
確保方策	26,151	27,823	29,770	30,509	30,534
不足量	▲4,404	▲2,043	390	1,627	2,215

↑ 計画の見直し

◎計画期間内に確保する保育従事者数

※保育の量の確保策に合わせ、29年度末がピーク

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育教諭	0	32	158	126	91
保育士	82	297	471	419	239
計	82	329	629	545	330

◎待機児童数（単位:人）

	H27.4.1	H27.10.1
大分市	484	577
別府市		3
中津市	52	123
佐伯市		50
豊後大野市		11
九重町		3
計	536	767

2 28年度の保育の担い手確保対策

待機児童発生の要因の一つに、保育士不足がある。特に年度途中入所に対応するための保育士確保が喫緊の課題となっており、おおいた子ども・子育て応援プラン(第3期計画)を達成し、安心・安全な保育環境を確保するため、保育の担い手確保策の強化が重要であり、以下の対策を講じることとする。

保育士資格取得の支援

- ①保育士試験の年2回実施【新】
- ②保育士・保育所支援センターの運営
 - ・県外養成校の学生の新卒生の確保【新】(実習支援・求人情報提供・就職フェア参加誘導)
- ③保育士養成施設の学生への修学支援【新】(資金の貸付)

保育士の就業継続支援

- ①保育士の処遇改善
 - ・保育士平均給与 +1.9%(年7万円程度)
- ②離職防止対策【新】
 - ・新任保育士向け離職防止セミナー
 - ・管理者向け研修

潜在保育士の再就職支援

- ①保育士・保育所支援センターの運営(再掲)
 - ・ハローワークとの連携によるきめ細かな就職あっせん、相談支援
 - ・保育のしごと就職フェア開催
 - ・再就職支援体験実習
- ②再就職支援【新】(就職準備金の貸付)

保育士配置要件の弾力化

- ①保育士配置要件の弾力化(緊急的対応)
 - 加配保育士や朝夕の時間帯等において、「保育士資格を有しない一定の者」(子育て支援員研修を修了した者など)を活用可能とする(国の省令改正[H28.4.1～予定]にあわせ県条例を改正予定)
- ◎子育て支援員研修【新】
 - ※要件弾力化への対応

ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

事業の背景

- **ひとり親家庭の親(県内のひとり親家庭数:8,704世帯(H22 国勢調査))**
母の場合、約8割が就業(うちパート等の非正規雇用が約5割)、平均年収は約180万円
※市母子・父子自立支援員、県母連による母子家庭の声
 - ・(生活費を得るために)土日も働いている人が多い→低賃金のため長時間労働を余儀なくされる
 - ・土日に預かってくれて、宿題をしてくれると親子ともに助かる
 - ・放課後(16時頃)から親が帰宅する20時頃までの間の子どもの居場所に困っている
- **ひとり親家庭の子ども → 一般的な家庭と比較して、親のいない時間帯が長い**
社会的孤立感や学習意欲の低下等により、大人になってからの家族形態や仕事、収入に影響
- **放課後児童クラブの校区カバー率 87.9%(H28.4.1 見込) → クラブ終了後の居場所がない**
→放課後児童クラブ数の増により、放課後の子どもの居場所環境は整備されつつある



事業の目的

日頃から親と過ごす時間が限られ一人で過ごすことが多い、ひとり親家庭の子どもの心に寄り添った、子どもの健全育成、生活向上
↓
地域の「居場所」を整備

○「社会福祉施設」の機能を活用した、「居場所」を設置(モデル事業:3施設(3地域))

・ボランティアや施設職員等による「学習支援」や「食事の提供」などを実施

(社会福祉施設)

・24時間365日運営、施設職員が常駐 ・施設の車両による送迎が可能 ・施設内の夜間の空きスペースの利用が可能(地域交流スペースなど)

★県、県母子寡婦福祉連合会(地域の母子会)、社会福祉法人(社会福祉協議会)、市(母子・父子自立支援員)の連携・協力の下、実施

子どもの居場所		
実施日・時間帯		提供サービス
○週2日(日曜日、平日1日) ・日曜日:8~20時まで(12時間) ・平日:放課後児童クラブ終了後(18時頃)から21時まで(3時間)	○日曜日 ①保護者が子どもを送迎 →保護者の迎え時間を確認 ②保護者が施設へ出向き、子どもを引き渡す	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の母子会等による見守り ・食事(日曜日2食、平日1食) ・学習支援(ボランティア) ・放課後児童クラブから施設への送迎
	○平日 ①施設車両による子どもの送迎 (放課後児童クラブ→施設) ②施設に迎え入れた際に、施設から保護者へ連絡(迎え時間を確認) ③保護者が施設へ出向き、子どもを引き渡す	

※モデル期間:H28~H29(検証:体制、エリア、ニーズ等) → 社会福祉法人の独自事業としての展開